

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則の一部を改正する規則

知事の同意を得て任免すべき企業職員等を定める規則（昭和四十九年広島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>一 広島県土地造成事業の設置等に関する条例（令和四年広島県条例第二号）第五条第一項の規定により置かれる商工労働局の局長、総括官、課長及び参事並びにこれらに相当する職</p> <p>二一六（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>一一五（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。